

神山町告示第27号

神山町自家用有償旅客運送車両車体広告事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

神山町長 河野 雅俊

神山町自家用有償旅客運送車両車体広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神山町（以下「町」という。）が所有する自家用有償旅客運送車両の車体を広告媒体として活用し、町の自主財源の確保を図るとともに、車体広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 町が所有し、町内のタクシー事業者へ運行を委託している自家用有償旅客運送車両をいう。
- (2) 車体広告 車両の車体に広告物を掲示することをいう。
- (3) 広告主 車体広告を掲載しようとする事業者等をいう。
- (4) 広告物 広告主の名称、ロゴマークその他町長が適当と判断したものをいう。

(広告掲載車両)

第3条 車体広告を掲載する車両は、町が所有する自家用有償旅客運送車両とする。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の方法は、車体広告とする。

- 2 車体広告は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシートは除く。）の貼付によることとし、車両への直接塗装する等の方法によることはできない。なお、広告掲載期間終了後に撤去できるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 掲載期間は、原則、1年間とする。ただし、町が認める場合は、1か月単位の掲載も可能とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、車両6台につき月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し町の地域の暮らしを支える「まちのクルマ Let's」の持続可能な仕組みづくりを寄付対象事業に選択した企業については、寄付した翌年度の広告掲載料を無料とする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、町が指定した日までに、町が発行する納入通知書により納付するものとする。

(広告掲載の申請)

第7条 申請の募集方法は、原則として町ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。

2 広告の掲載を希望する者は、自家用有償旅客運送車両車体広告掲載申請書(様式第1号)に次の資料を添付したもの(以下「申込書等」という。)を町に提出するものとする。

(1) 広告物の電子データ

(2) 広告主の活動概要が分かる資料(パンフレット等)

(掲載できない広告)

第8条 車両に掲載する広告は公共性を有するもので、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 町の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関するもの

(5) 消費者保護の観点から適当でないと認められるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告として適当でないと認めるもの

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、申込書等を受理し、又は、ふるさと納税を寄付した企業が広告掲載を希望した場合は、受理月の翌月末までに前条の規定に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項により広告掲載の可否が決定した場合は、広告主に対し、その決定の内容を自家用有償旅客運送車両車体広告掲載決定通知書(様式第2号)又は自家用有償旅客運送車両車体広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知する。

(広告の掲載位置)

第10条 広告の掲載位置は、町が指定した車体とする。

(広告の掲載規格)

第11条 広告の規格(大きさ)は、縦横7センチメートル程度とする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責務を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、町に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責

任及び負担において解決することとする。

(掲載の取消し)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第 6 条第 2 項に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (2) 申込書等に相違があったとき。
- (3) 広告を掲載した車両が使用できなくなったとき。
- (4) その他、広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取りやめの申出)

第 14 条 広告主は、自家用有償旅客運送車両車体広告掲載取りやめ申出書（様式第 4 号）の提出により、広告媒体への広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 町長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であっても、広告主は、広告掲載料の返還を求めることはできない。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。